平成２７年（フ）第５２号
佐賀県藤津郡太良町大字多良7373番地17、前住所佐賀県藤津郡太良町大字多良6876番地
債務者　坂口　秋雄
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第５３号
佐賀県藤津郡太良町大字多良7373番地17、前住所佐賀県藤津郡太良町大字多良6876番地
債務者　坂口　征枝
1　決定年月日時　平成27年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９９号
宮崎市田野町甲9890番地１
債務者　黒木　愛子
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２４号
埼玉県所沢市東所沢２丁目54番地の１エステシオン東所沢102
債務者　根村友紀子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２３号
静岡県磐田市今之浦３丁目９番地７　サンクレイドル磐田205号
債務者　森　　和幸
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２２４号
静岡県磐田市今之浦３丁目９番地７　サンクレイドル磐田205号
債務者　長谷川裕也
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第６６８号
横浜市神奈川区六角橋５丁目６番26号　布施アパート202号
債務者　森元　常夫
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号
大分県中津市大字宮夫180番地３　垂水アパート２号
債務者　屋成千代美
1　決定年月日時　平成27年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月24日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第２３９号
東京都調布市上石原１丁目４番地１レオネクストプラムウエスト202
債務者　猪崎　智子
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３７７号
東京都府中市新町３丁目１番地　６－107
債務者　比嘉　幹宏
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１２号
東京都国分寺市泉町３丁目37番23号マーベラスパレス502
債務者　阪本　重信
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月６日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２９号
愛知県名古屋市西区幅下１丁目１番17号203、住民票上の住所滋賀県米原市高溝192番地26
債務者　中川　博貴
1　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月１日午前10時30分
大津地方裁判所長浜支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２７年（フ）第８号
茨城県神栖市深芝南１丁目６番地６ライフピア神栖２　203、住民票上の住所千葉県成田市南平台1142番地30
破産者　松村　仁司
1　主文　当裁判所が平成27年５月26日になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「茨城県神栖市平泉ライフピア203、住民票上の住所千葉県成田市南平台1142番地30」とあるを「茨城県神栖市深芝南１丁目６番地６ライフピア神栖２　203、住民票上の住所千葉県成田市南平台1142番地30」と更正する。
2　決定年月日　平成27年６月２日
水戸地方裁判所麻生支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第２４３号
岐阜県各務原市蘇原新栄町３丁目54番地２メゾン新栄Ⅱ101号室
破産者　糸井川庸子
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第８５号
岐阜市正木226番地２、開始決定時住所岐阜市今町２丁目24番地
破産者　家田　久義
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所